

I 序論

第1章 総合計画及び総合戦略とは

- 第1節 計画策定の目的…………… 6
- 第2節 計画の構成及び期間…………… 6
- 第3節 後期基本計画策定の視点…………… 8

第2章 基本構想の概要

- 第1節 まちづくりの基本理念と将来都市像…………… 9
- 第2節 将来人口と都市空間の基本的な考え方…………… 10
- 第3節 将来都市像の実現に向けたまちづくり…………… 11

第3章 後期基本計画策定の背景

- 第1節 前期基本計画策定後の社会潮流の変化…………… 12
- 第2節 河内長野市の現況…………… 13
- 第3節 市民意識…………… 19
- 第4節 前期基本計画の検証…………… 23
- 第5節 河内長野市の主な課題…………… 25

第1章 総合計画及び総合戦略とは

第1節 計画策定の目的

平成 27 (2015) 年度に策定した河内長野市第5次総合計画では、まちの将来都市像である「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野」のもと、まちづくりを進めてきました。また、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくため、平成 28 (2016) 年2月、「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第1期総合戦略」)を策定し、計画的に施策の展開を図ってきました。

この間、地方創生の推進や大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症¹の発生による安心・安全の希求など、まちづくりに求められるニーズが多様化する一方、国・地方自治体²ともに厳しい財政状況が続いています。

こうした状況の中、河内長野市第5次総合計画前期基本計画(以下「前期基本計画」)、河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和2(2020)年度に最終年度を迎えることから、現行の計画・戦略を基本としながら、この間の変化への対応や、これから5年間の変化を予測しながら、令和3(2021)年度以降の持続可能なまちづくりの指針となる河内長野市第5次総合計画後期基本計画(以下「後期基本計画」)及び河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」)を策定します。

第2節 計画の構成及び期間

1. 構成

本計画は、「基本構想」「基本計画(地域別計画含む)」及び「実施計画」により構成する「河内長野市第5次総合計画」における、「基本計画」の後期5年間の計画と第2期総合戦略からなります。

(1) 河内長野市第5次総合計画

① 基本構想

市民・関係団体・事業者・行政などすべての主体が共有する将来都市像と、その実現のためのまちづくりの指針となるものです。

② 後期基本計画

基本構想に基づき、将来人口と都市空間に関する施策の方向性や、今後の財政運営の考え方等を示すもので、まちづくりの分野ごとの分野別計画と小学校区ごとの地域別計画で構成しています。

後期基本計画は、基本構想期間の後期に相当する令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5年間の計画です。

¹ 新型コロナウイルス感染症：令和元(2019)年12月に中国武漢市で検出され、世界規模で流行したウイルス。

² 地方自治体：都道府県及び市町村。

ア) 分野別計画 基本構想を実現するための手段・手法として、まちづくりの分野ごとに施策の体系を示すものです。

イ) 地域別計画 地域の特性を活かした、より地域の実態に合ったまちづくりを進めるため、小学校区ごとに主にソフト面³のまちづくりの方針を示すものです。

③ 実施計画

基本計画に基づき、施策及び事業の実施内容や期間を具体的に示すもので、3年間で1期として毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

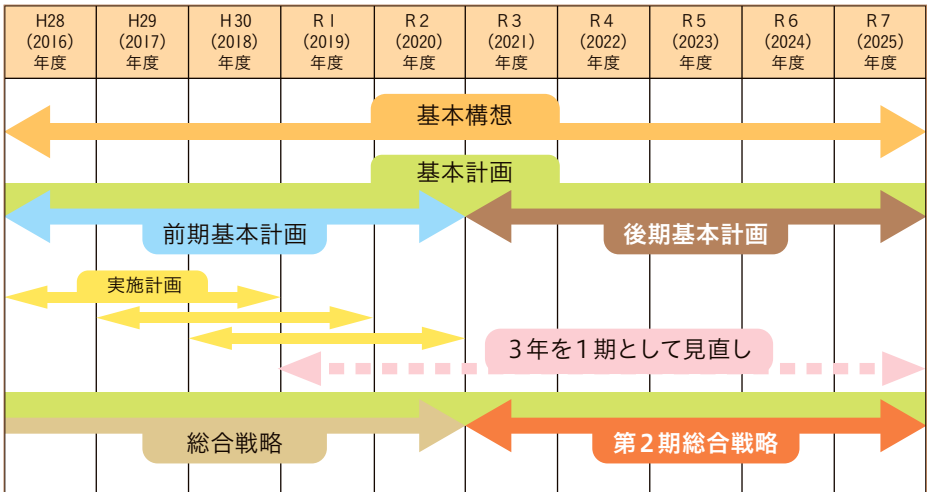
(2) 河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

将来にわたって活力ある地域を維持するため、雇用創出や地域資源⁴を活かした交流促進、出産・子育ての希望が実現できる環境整備などにより定住・転入促進を図るとともに、市民が潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域づくりを一体的に推進するための計画です。

第2期総合戦略では、第1期総合戦略の実施状況を踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域をめざす「多様な人材の活躍の推進」や、Society5.0⁵の実現に向けた技術活用や持続可能な開発目標（SDGs）⁶の実現に向けた取り組みなど、「新しい時代の流れを力にする」視点を盛り込んだ計画とします。

2. 計画期間

■ 計画の期間



³ ソフト面：人材・技術・情報など無形のものに関すること。

⁴ 地域資源：自然資源だけでなく、人的、歴史・文化的な資源など、地域に存在する特徴的なものを資源として活用できるものと捉えた総称。

⁵ Society5.0：国の第5期科学技術基本計画において我が国のめざすべき未来社会の姿として提唱されたサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

⁶ SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。平成27（2015）年9月に国連サミットで採択され、2030年までを目途に国連加盟国193か国が地球上の「誰一人取り残さない」という誓いを達成するための目標。

第3節 後期基本計画策定の視点

① 社会潮流に対応した柔軟で戦略的な計画づくり

前期基本計画期間における進捗状況や人口動態、財政状況の推移、社会情勢等の変化などの社会潮流を踏まえ、施策の優先度、重要度を重視しつつ、令和元（2019）年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、SDGsやSociety5.0などの新たな考え方、国や大阪府における構想や計画との整合性を図る計画とします。

② 経営の視点による成果・実効性を重視した計画づくり

前期基本計画における個別施策の進捗状況から施策ごとの課題と方向性を整理した上で、将来都市像の実現に向けた取り組みを設定し、財政収支見通しの見直しを踏まえて実効性のある計画とします。

③ 市民の声を活かした計画づくり

市民アンケート等、地域からの意見を踏まえ、市民の声を反映した市民参加による計画とします。



第2章 基本構想の概要

第1節 まちづくりの基本理念と将来都市像

まちづくりの基本理念

人・自然・歴史・文化など、多様な地域資源を最大限に活用しながら、
成熟した都市として、人と人とのふれあいを大切にし、
市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざします。

【まちづくりの視点】

みんなで一緒に創る
まちづくり

安全・安心で
元気なまちづくり

人・自然・歴史・文化との
調和と共生のまちづくり

将来都市像

人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野



市民一人ひとりが元気で輝き、本市が持つ魅力的な自然・歴史・文化にさらに磨きをかけるとともに、人と人、人と自然、人と歴史・文化とのつながりを大切にします。

さらに、市民同士のふれあいや支えあいによって豊かな暮らしを創造するとともに、新たな魅力や価値を創出し、にぎわいや活力に満ちたまちを創造します。

第2節 将来人口と都市空間の基本的な考え方

1. 将来人口

① 定住人口

人口減少を抑制し、これまでに整備してきた公共建築物やインフラ⁷施設、商業施設、病院などの都市機能⁸を維持できるよう、令和7（2025）年度末における定住人口の想定を約 97,000 人とします。

② 活動人口⁹

まちの活力を維持していくため、協働¹⁰による活動の場を広げていくとともに、参加者としてだけではなく、企画運営に関わりながら、地域課題の解決につなげるため、「活動の質」の向上をめざし、地域や各種団体の活動支援などを推進していく必要があります。

2. 都市空間の基本的な考え方

将来の都市空間づくりの方向性

～集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ¹¹）への再構築～

本市の特性を活かした集約連携都市づくり

～生活圏の自立性を高め、拠点との連携を図りながら、
多様な価値観に対応した、豊かな生活を創出する～

都市空間づくりの目標

暮らしやすさを
追求する

安全・安心に暮らせる
生活環境を確保する

地域の活力を創出する

⁷ インフラ：産業や社会生活の基盤となる施設。

⁸ 都市機能：電気や水道、交通手段、行政機能、商業、教育、観光など都市が持つ機能。

⁹ 活動人口：まちづくりのために活動する人の数や時間によって表される「まちの活力」を示す指標のこと。

¹⁰ 協働：それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること。

¹¹ 都市の郊外への拡大を抑制するとともに中心市街地の活性化を図り、生活に必要な機能が集約した効率的で持続可能な都市、またはそれをめざした都市政策のこと。

第3節 将来都市像の実現に向けたまちづくり



¹² マネジメント:目標、目的を達成するために必要な要素を分析し、様々な資源やリスクなどを管理しながら、効果を最適化しようとする手法。

¹³ 包括的政策:分野横断的に戦略性を持って進める政策のこと。

¹⁴ 選択と集中:特定の分野・領域を選択し、資源を集中的に投入すること。

第3章 後期基本計画策定の背景

第1節 前期基本計画策定後の社会潮流の変化

① 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取り組みの推進

平成 27（2015）年国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における平成 28（2016）～令和 12（2030）年までの国際目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。世界が抱える問題を解決し、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、「17 のゴール（目標）・169 のターゲット（施策）」から構成され、途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的な目標となっており、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に取り組む国際社会の普遍的な目標として、まちづくりに活かすことが求められています。

② Society5.0 を見据えた取り組み（デジタル化等）の推進

IoT¹⁵（モノのインターネット¹⁶）、AI¹⁷（人工知能）、RPA¹⁸（ロボット技術）等の先端技術が、産業や日常生活のあらゆる場面に導入されたデジタル化社会により実現する狩猟（Society1.0）、農耕（Society2.0）、工業（Society3.0）、情報（Society4.0）社会に続く 5 番目の社会の姿（Society5.0）への対応が必要となっており、健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、ジェンダー、平等などの様々な課題の解決につなげることが求められています。

③ ウィズコロナ・ポストコロナ社会への対応

新型コロナウイルス感染症の流行により、3密回避¹⁹をはじめとした、新しい生活様式の導入や、海外との往來の自粛・制限などの「ウィズコロナ社会」が、今後数年間は続くことが予想されています。ワクチン開発等によって終息を迎えた後においても、価値観やライフスタイルの変化が予想されることから「ポストコロナ社会」を見据えたまちづくりを進めることが求められています。

④ 災害の多様化への対応

全国各地で台風や集中豪雨、大規模地震等の自然災害が発生しており、過去の災害からの教訓や、今後の発生が予想される南海トラフ²⁰の巨大地震等への備えも含め、必要となる対応をあらゆる分野で進めることが求められています。

¹⁵ IoT:Internet of Things の略称。世の中に存在する様々なモノがインターネットにつながれ、モノ同士が情報のやりとりをすることにより、人の手を借りずに自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

¹⁶ インターネット：全世界で相互接続されたコンピューター・ネットワークのこと。

¹⁷ AI：Artificial Intelligence の略称。人間の知的ふるまいの一部をコンピューターによって人工的に再現したもの。

¹⁸ RPA：Robotic Process Automation の略称。データ入力などコンピューターを使った事務作業を自動化することができるソフトウェアロボットのこと。

¹⁹ 3密回避：感染予防対策として、密閉空間、密集場所、密接場面を回避すること。

²⁰ 南海トラフ地震：日本列島の太平洋沖、南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている巨大地震。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く海底の溝（トラフ）。

第2節 河内長野市の現況

1. 人口の動向

① 人口の推移

昭和 29 (1954) 年の市制施行時に 31,052 人であった本市の人口は、昭和 40 (1965) 年前後からの大規模な住宅団地の開発により大幅に増加しましたが、平成 12 (2000) 年 2 月末の 123,617 人をピークに減少傾向に転じています。

その要因として、出生率の低下などによる自然動態が減少するだけでなく、転入数が年間約 3,000 人前後で推移している一方で、転出数は 3,500 人～ 4,000 人前後と、転出超過による社会動態の減少が大きく影響しています。

前期基本計画の目標年次である令和 3 (2021) 年 3 月の想定人口からは令和 2 (2020) 年 3 月時点で 104,031 人と約千人少なくなっています【図 1】。

また、大阪府と人口増減率の推移を比較すると、大阪府が微増傾向にある中で、本市では平成 22 (2010) 年度から令和元 (2019) 年 1 月で 8.3 ポイントの減少となっています【図 2】。

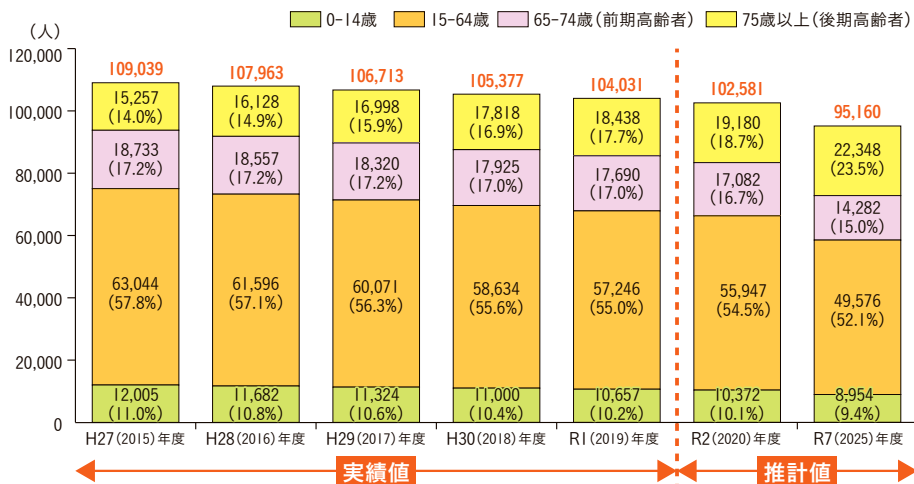
② 人口減少、少子高齢化の状況

生産年齢人口 (15 ～ 64 歳) は平成 27 (2015) 年度の 57.8% から令和 2 (2020) 年度には 54.5% と 3.3 ポイント減少が見込まれます。一方で、高齢者人口 (65 歳以上) は増加しており、特に後期高齢者 (75 歳以上) の人口に占める構成比が高くなっています【図 1】。また、大阪府、全国と高齢化率、年少人口比率の推移を比較すると、平成 22 (2010) 年度から令和元 (2019) 年度の間、大阪府では高齢化率が 4.8 ポイント増加しているのに対し、本市では 10.0 ポイントの増加となっており、大阪府では年少人口比率が 1.0 ポイント減少しているのに対し、本市では 2.0 ポイント減少となっています【図 2】。

③ 人口の見通し

本市の人口は、人口減少や少子・高齢化の傾向が続き、本計画の最終年度である令和 7 (2025) 年度末には 95,160 人となることが予測されます【図 1】。年齢区分別に見ると、年少人口 (0 ～ 14 歳) は緩やかに減少するものの、生産年齢人口は大きく減少していくことが予測されます。一方で、高齢化はさらに進み、特に後期高齢者は、令和 7 (2025) 年度末には 23.5% となることが予測されます【図 1】。これは、大規模な住宅団地に転入した年代が一気に高齢期を迎えていることが影響していると考えられます。また、年齢区分別構成比の将来推計を大阪府と比較すると、本市では、特に生産年齢人口比率の減少が大きくなっている一方、後期高齢者比率の増加が大きくなっています【図 3】。

■人口の推移と将来推計【図1】

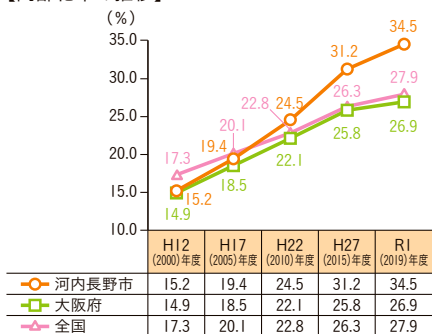


※実績値は住民基本台帳²¹に基づく人口の各年度末。推計値は河内長野市推計。

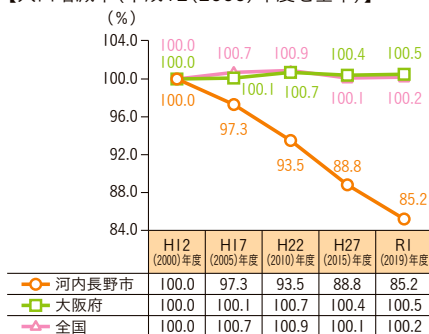
※推計値については、小数点以下を含むため、内訳の合計が総人口と一致しない場合があります。

■全国、大阪府との比較【図2】

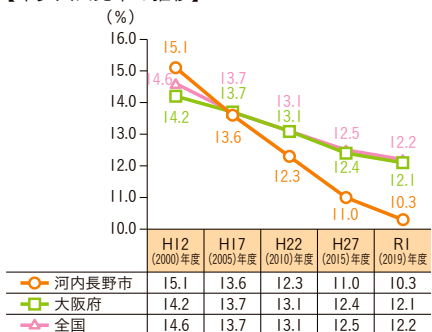
【高齢化率の推移】



【人口増減率(平成12(2000)年度を基準)】



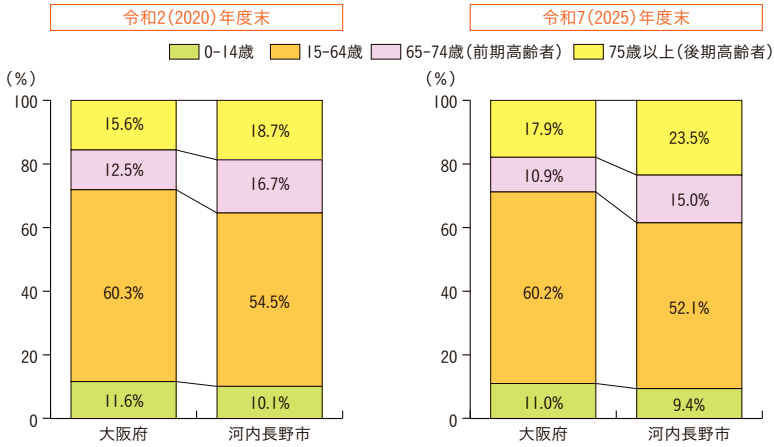
【年少人口比率の推移】



※平成12(2000)年度～平成27(2015)年度は河内長野市は住民基本台帳に基づく人口の各年度末。大阪府、全国は国勢調査。令和元(2019)年度のみいずれも住民基本台帳に基づく人口(1月1日現在)

²¹ 住民基本台帳：市町村で居住関係の公証、選挙人名簿へ登録その他の事務処理の基礎とともに住民に関する記録の適正な管理をするために作成される台帳。

■年齢区分別構成比の大阪府との将来推計比較【図3】



※河内長野市は河内長野市推計。大阪府は国立社会保障・人口問題研究所推計より

2. 土地利用

土地利用の推移については、昭和 52 (1977) 年と平成 29 (2017) 年と比較すると、宅地が 622ha から 1,049ha と 1.69 倍に増加する一方、農地が 771ha から 481ha と 0.62 倍に減少しています【表1】。

しかしながら、土地利用区分別面積比では森林が 68.3%を占めるなど(平成 29 (2017) 年現在)、大阪都心に近い交通至便な地域でありながら自然豊かな環境に恵まれています【表1】。

近年、空き家・空き地や農地及び森林における耕作放棄地²²・管理放棄林²³など、土地利用の質的な変化が生じており、適切な対応が求められています。

■土地利用区分別面積・比率の推移【表1】

	農地		宅地		森林		水面・河川・水路		道路		その他		総面積 (ha)
	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	面積 (ha)	比率	
S52 (1977) 年	771	7.0%	622	5.7%	7,577	69.1%	220	2.0%	238	2.2%	1,532	14.0%	10,960
S57 (1982) 年	665	6.1%	786	7.2%	7,575	69.1%	263	2.4%	252	2.3%	1,419	12.9%	10,960
S62 (1987) 年	611	5.6%	888	8.1%	7,568	69.1%	261	2.4%	303	2.8%	1,329	12.1%	10,960
H4 (1992) 年	551	5.0%	933	8.5%	7,538	68.8%	256	2.3%	329	3.0%	1,354	12.4%	10,961
H9 (1997) 年	530	4.8%	980	8.9%	7,503	68.5%	254	2.3%	375	3.4%	1,319	12.0%	10,961
H14 (2002) 年	516	4.7%	1,009	9.2%	7,497	68.4%	254	2.3%	395	3.6%	1,290	11.8%	10,961
H19 (2007) 年	505	4.6%	1,031	9.4%	7,479	68.2%	254	2.3%	427	3.9%	1,265	11.5%	10,961
H24 (2012) 年	493	4.5%	1,039	9.5%	7,490	68.3%	253	2.3%	421	3.8%	1,265	11.5%	10,961
H29 (2017) 年	481	4.4%	1,049	9.6%	7,487	68.3%	251	2.3%	430	3.9%	1,265	11.5%	10,963

※国土利用計画関係資料一部修正。総面積は全国都道府県市町村別面積調

²² 耕作放棄地：過去1年間耕作されることがなく、今後数年の間に再び耕作されることがない農地。

²³ 管理放棄林：適切な管理がされていない森林。

3. 財政の状況

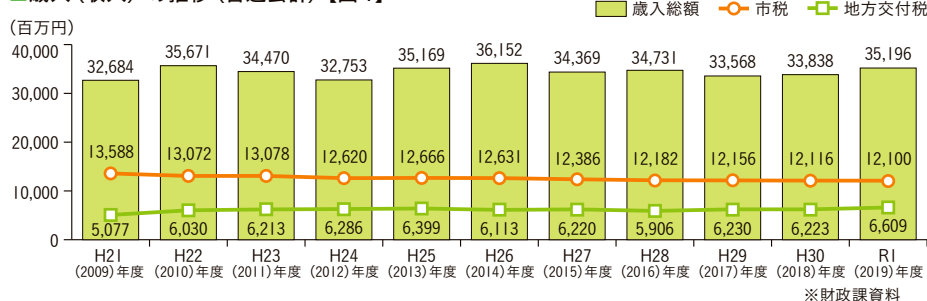
① 歳入の推移

歳入の状況については、自主財源²⁴のほとんどを占める市税収入が、人口減少や高齢化、地価下落などの影響により減少傾向となっています。一方、依存財源²⁵である地方交付税²⁶は、市税の減少などにより、近年は増加傾向にあります【図4】。

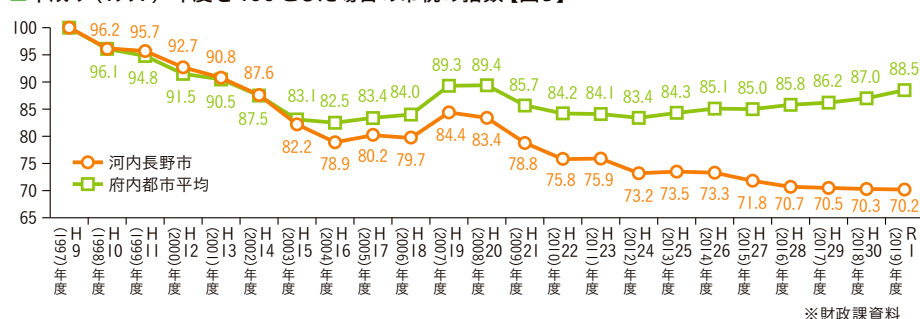
なお、市税については、平成19(2007)年度、平成20(2008)年度に、国税である所得税を減税し、個人市民税を増税したことや定率減税の廃止といった税制改正により一時的に増加に転じたものの、減少傾向が続いており、特に、団塊の世代²⁷が大量に退職し始めた平成16(2004)年度以降、府内都市平均と比較すると減少の幅が大きくなっています。ベッドタウンとして発展した本市では、歳入に占める個人市民税の割合が府内都市平均よりも高いことから、大きな影響を受けたものと考えられます【図5】。

また、本市は企業が少なく府内都市平均と比較して市民一人当たりの法人市民税²⁸が半分以下であり、固定資産税²⁹も大阪市を中心として地価は放射状に低くなるため、府内都市平均より低くなっています。

■歳入(収入)の推移(普通会計)【図4】



■平成9(1997)年度を100とした場合の市税の指数【図5】



24 自主財源:市が自ら調達できる財源。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のこと。

25 依存財源:市が自ら調達する財源以外の、国や府の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、府支出金、市債などのこと。

26 地方交付税:地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するため、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国から交付される税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税がある。

27 団塊の世代:昭和22(1947)年～昭和24(1949)年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

28 法人市民税:市内に事務所や事業所などがある法人にかかる税のこと。法人の規模(資本金等の額及び従業員数)に対する均等割と、法人税額に対する法人税割がある。

29 固定資産税:毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定される税額を所在する市町村に納める税金のこと。

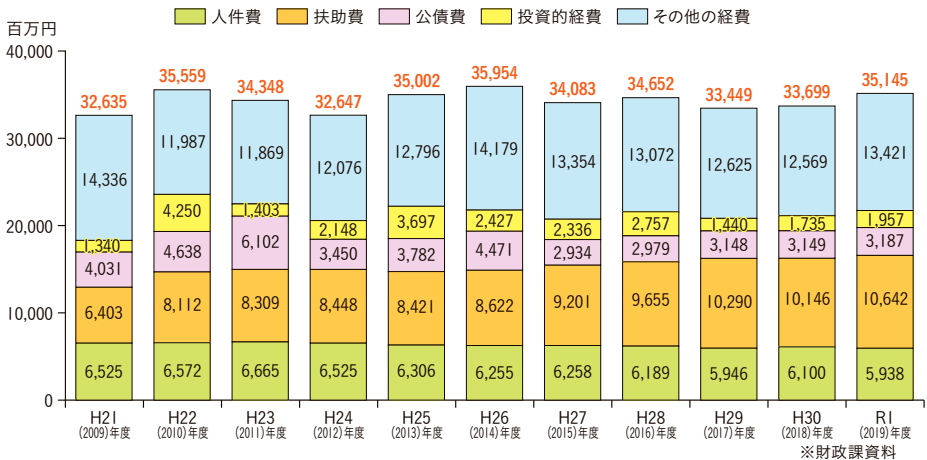
② 歳出の推移

歳出のうち、人件費は、職員数の削減などにより減少傾向にあります。

また、扶助費（福祉や生活保護にかかる費用）は、平成 21（2009）年度と比較すると令和元（2019）年度では 1.7 倍と著しく増加しており、児童福祉費の制度改正や生活保護費の増加などが要因となっています【図6】。さらに、その他経費に含まれる、介護関係の繰出金も増加してきています。

今後も人口減少、生産年齢人口（15～64 歳）の減少による市税の減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれます。また、人口急増期に整備された市内の公共建築物をはじめ、道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設などが更新時期を迎え、その改修などの費用が膨大となることが予測されており、計画的な維持管理・更新を行っていく必要があります。

■歳出（支出）の推移（普通会計）【図6】



③ 財政の状況

本市の市債³⁰ 現在高は、新規起債発行の抑制や繰上償還の実施などにより減少傾向となっています。なお、財政調整基金は、近年では横ばいとなっているものの【図7】、人口減少や少子・高齢化などにより、今後さらなる厳しい財政状況が予想されることから、可能な限り基金³¹に頼らない財政運営をめざしています。

また、財政構造の弾力性（ゆとり）を示す経常収支比率³²は、団塊の世代が大量に退職し始めた頃から悪化し、府内都市平均を上回った状態が続き、平成 21（2009）年度以降 100%前後で高止まりしており、財政の硬直化³³が顕著になっています【図8】。

本市では、平成 24（2012）年度に策定した「財政体質改善プログラム（平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度）」に基づき、「経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化」及び「市債残高の抑制」、「基金に依存しない財政体質の継続」を目標に掲げ、財政健全化に取り組んできました。

³⁰ 市債：市が発行する地方債。金融機関等から借り入れるお金で、償還（返済）は会計年度をまたがる。

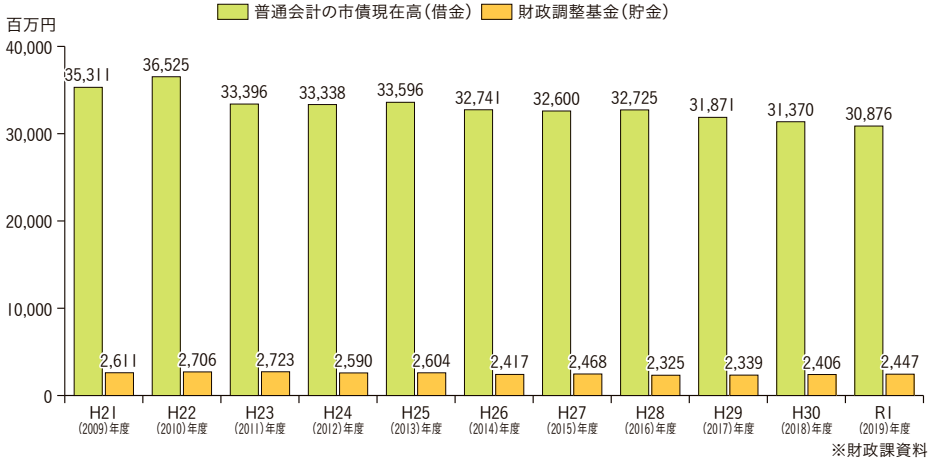
³¹ 基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。

³² 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標。市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源の総額に対し、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経費に充当された一般財源の額が占める割合を示す。

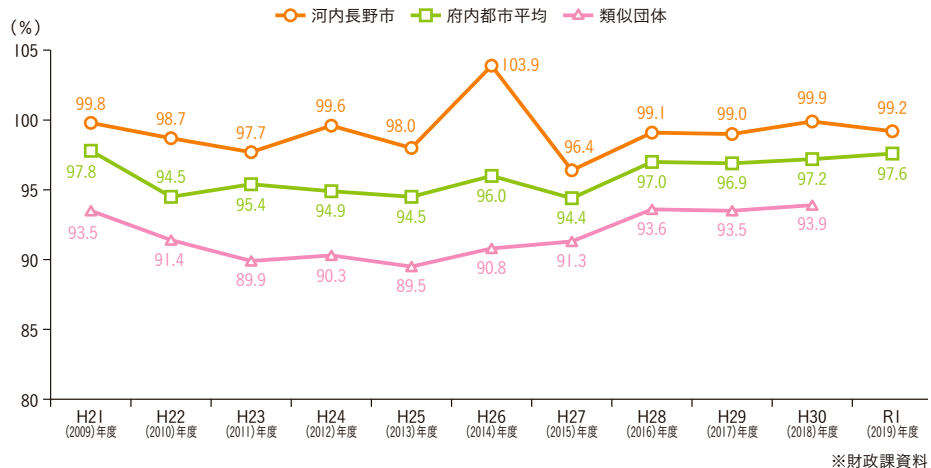
³³ 財政の硬直化：経常収支比率が高く、財政の弾力性が失われている状態のこと。弾力性が失われると、財政運営の自由度が低くなり、災害など突発的な対応が難しくなる。

その後も「全庁視点」による横断的な改革を強力に推進するとともに、予算編成手法として包括予算制度³⁴を導入し、「現場視点」による事業の見直しを行うなどの取り組みを進めていますが、今後も収支均衡の持続可能な財政運営を行うことが求められています。

市債現在高及び財政調整基金の推移【図7】



経常収支比率の推移【図8】



³⁴ 包括予算制度：予算編成手法の一つで、多様化する市民ニーズに迅速に対応することができる「現場視点」の改革を促すとともに、創意工夫によって生み出した財源を、市民ニーズに合致したより施策効果の高い事業に、「現場の裁量」で配分することを可能とするもの。

第3節 市民意識

調査概要

調査目的	河内長野市第5次総合計画の後期基本計画の策定にあたり、市民の意見を把握し、これからのまちづくりに反映する
調査時期	令和元（2019）年10月
調査対象	本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の男女2,000名を無作為抽出
回収状況	回収数：922 回収率：46.1%

結果概要

■施策の満足度・重要度

- ・満足度では「まちなみ・自然・歴史などの景観の美しさ」「騒音・悪臭などの少なさ」「歴史文化遺産の保存・活用」などが高く、「商業地のにぎわい」「身近な場での働きやすさ」「バスなどの公共交通サービス」などが低く、地域資源を活かした良好な環境が一定評価されている一方、利便性やにぎわい、雇用の場に不満を感じている人が多いことがうかがえる。
- ・前回調査と比較すると「歴史文化遺産の保存・活用」が上位に入っており、日本遺産に関連する取り組みなどが市民に浸透していることがうかがえる。
- ・重要度では「防災」「消防・救急」「防犯」などが高く、「国際交流や多文化共生³⁵」「社会の推進」「文化芸術活動などの環境」「男女共同参画の推進」「各種講座や施設など生涯学習³⁶の環境」などが低くなっており、安心して暮らせる環境を求めるニーズが高いことがうかがえる。
- ・「福祉・社会保障に関する分野」では満足度が低く、重要度が高く、「安心・安全に関する分野」では満足度も重要度も高くなっており特に力を入れていくべき施策となっている。特に満足度が高い「生活環境・景観・自然に関する分野」は本市の強みとして、さらに活用が期待される。

■定住意向

- ・『住み続けたい』市民が5割と前回調査と比べ若干低下しており、性別では男性が、年代別では年齢が上がるほど『住み続けたい』の割合が高く、小学校区別でも割合に差がみられる。
- ・住み続けたい理由は「自然環境」「愛着」が高く、前回調査との比較では「田舎の良さが残っているから」が上昇しており、ゆったりとした暮らし方に価値を見出す人が増えている。
- ・住み続けたくない理由は「買い物や日常生活に不便」「通勤・通学に不便」などの割合が高く、その他回答では移動や医療に関する内容が多く、生活の利便性に対する不満がうかがえる。

³⁵ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

³⁶ 生涯学習：人びとが生涯にわたり、主体的に続ける学習活動のこと。

結果概要

■基本目標1「安全・安心・支えあい」に関する内容

- ・「防災」は満足度・重要度ともに高く、力を入れるべき取り組みは「災害時における連絡体制の充実」「防災資機材の備蓄・整備の充実」など、災害発生後の対策が求められているとともに、「耐震診断や改修などの補助制度や施設の耐震化の充実」も高く、地震への不安が大きい。
- ・「消防・救急」「防犯」は満足度・重要度ともに高く、安全・安心のまちづくりの強化が求められており、力を入れるべき取り組みは「防犯灯や防犯カメラの設置など、防犯環境の充実」「警察・行政・市民等による情報共有など、関連機関・団体の連携促進」「地域における見まわりや声掛けなど、防犯対策の充実」など、犯罪が起こりにくい地域づくりが求められている。
- ・「高齢者・障がい者にとっての暮らしやすさ」「社会保障」では満足度と比べ重要度が高く、高齢化の進行を見据え、医療体制や介護サービス、地域における支えあい等の充実や障がい者に対する理解の浸透が求められている。力を入れるべき取り組みは「高齢者や障がい者が入所（入居）できる施設の整備」「福祉制度など経済面での生活支援の充実」「休日急病診療や救急など医療の充実」などの割合が高く、特に「福祉制度など経済面での生活支援の充実」「高齢者や障がい者などが生活しやすいバリアフリー化の推進」は前回調査と比べ割合が高い。

■基本目標2「育み・学び・思いやり」に関する内容

- ・「小中学校の教育環境」「子育てのしやすさ」「児童に対する福祉」などでは満足度・重要度ともに比較的高く、子どもを産み育てる環境の充実が求められており、力を入れるべき取り組みは「いざという時に子どもを預けられる保育サービスの実施」「子育て家庭に対する経済的支援の充実」や「社会のルールや命の大切さを学ぶ心の教育の推進」などが高くなっており、また、「不登校やいじめなどに対応した教育の推進」「子育て家庭に対する経済的支援の充実」は前回調査と比べ割合が高い。
- ・「各種講座や施設など生涯学習の環境」「文化芸術活動などの環境」では重要度が低く、満足度が高く、一定の評価を受けていることがうかがえる。力を入れるべき取り組みは「多様なニーズに対応した生涯学習（図書館含む）の活動ができる機会の確保」「いくつになっても取り組める生涯スポーツ³⁷活動の推進」などの割合が高い。
- ・「人権の尊重と平和意識の高揚」「男女共同参画の推進」「国際交流や多文化共生社会の推進」では重要度が低く、力を入れるべき取り組みは「学校教育における人権教育の充実」「ネット社会における人権擁護活動の推進」の割合が高い。

³⁷ 生涯スポーツ：生涯を通じて健康の保持・増進やレクリエーションのため「誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツ。

結果概要

■基本目標3「潤い・快適・活力」に関する内容

- ・「自然環境への配慮」「リサイクル施策など循環型社会³⁸への取り組み」「まちなみ・自然・歴史など景観の美しさ」は満足度も重要度も高く、力を入れるべき取り組みは「ごみを減らし、ものを大事に使うライフスタイルの定着」「公園や緑地などの整備・保全」「リユース(再使用)・リサイクルなど資源循環利用の促進」などの割合が高い。
- ・「住環境」「上下水道」などは満足度も重要度も高い一方、「市街地の整備」「バスなどの公共交通サービス」「道路や橋などの交通網」では満足度が低く、重要度が高く、生活利便性や移動手段の確保の重要性が高まっている。
- ・「商業地のにぎわい」「身近な場所での働きやすさ」「農林業の振興」「観光事業」では満足度、重要度ともに低く、力を入れるべき取り組みは「駅周辺などにぎわいを生む商店の活性化」「歴史・文化・自然などを活かし、交流人口³⁹の増加による観光振興」「企業や研究機関などの誘致」などの割合が高い。

■包括的政策「都市魅力の創造と効果的な発信」に関する内容

- ・「都市ブランドの創出・都市魅力の発信」では満足度、重要度ともに低く、力を入れるべき取り組みは「新規移住者の受け入れ体制の構築」「まちの魅力の効果的なプロモーション」などの割合が高い。

■まちづくりを支える政策に関する内容

- ・「適正で透明性の高い財政運営」では満足度が低く、重要度が高く、力を入れるべき取り組みは「事務・事業を見直し、必要に応じて統合あるいは廃止する」「市民ニーズに合わせて市役所の組織を作り直す」などの割合が高い。
- ・地域やまちづくり活動への参加状況では月1回以上の参加は2割弱にとどまっており、前回調査よりも若干低下しているが、協働を「推進すべき」割合は前回調査よりも高い。

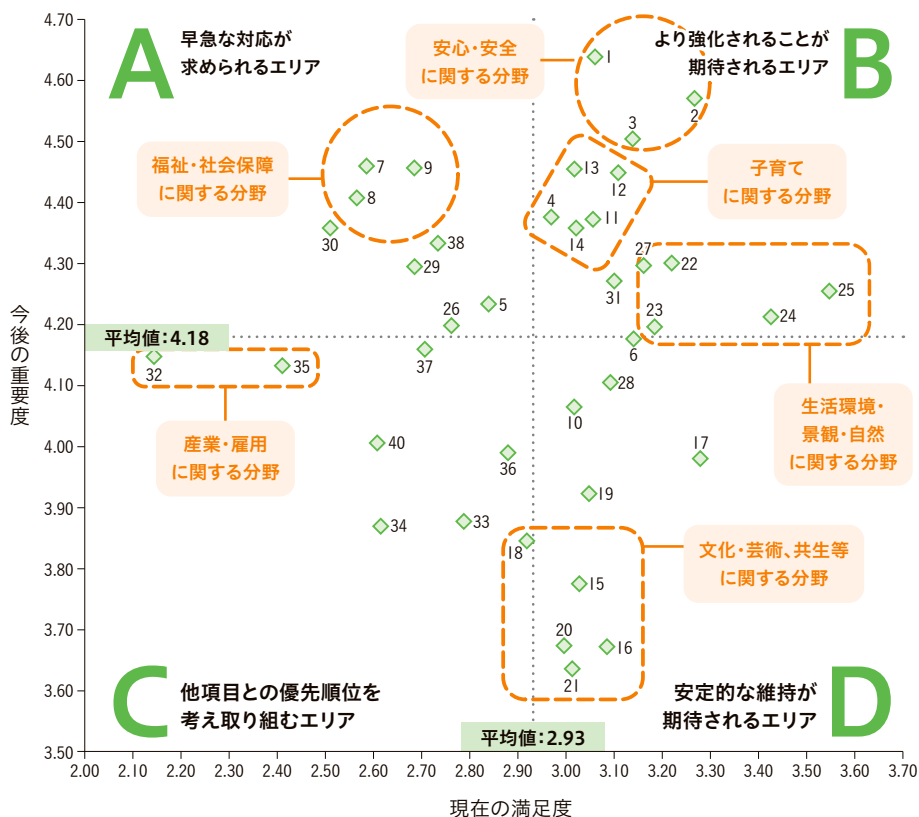
■将来のまちの姿、中心市街地に求める特性に関する内容

- ・将来のまちの姿について「自然を残した、豊かな田園風景が広がるまち」「自然や歴史を活かし、多くの観光客が訪れるまち」が高い一方、「大都市や高速道路へのアクセスがよい交通の便利なまち」が前回調査よりも高い。
- ・中心市街地のまちづくりについて、「現在の空店舗・空地に魅力ある店舗を誘致し、にぎわいのあるまち」や「高野街道や町家などの歴史的景観を活かした風情のあるまち」が高い。

³⁸ 循環型社会：大量生産・大量消費型の社会に代わり、製品の再利用や再資源化などにより新たな資源投入を抑えることをめざす社会。

³⁹ 交流人口：通勤・通学、買い物、スポーツ、観光、レジャーなどによりその地域を訪れる人のこと。

■「現在の満足度」と「今後の重要度」のクロス分析



エリア	項目
A 早急な対応が求められるエリア	7. 高齢者にとつての暮らしやすさ／9. 社会保障制度／8. 障がい者にとつての暮らしやすさ／30. バスなどの公共交通サービス／38. 適正で透明性の高い財政運営／29. 道路や橋などの交通網／5. 消費者行政／26. 市街地の整備
B より強化されることが期待されるエリア	1. 防災／2. 消防・救急／3. 防犯／13. 小中学校の教育環境／12. 子育てのしやすさ／4. 交通安全／11. 児童に対する福祉／14. 青少年の健全な育成／22. 自然環境への配慮／27. 住環境／31. 上下水道／25. まちなみ・自然・歴史など景観の美しさ／24. 騒音・悪臭などの少なさ／23. リサイクル施策など循環型社会への取り組み
C 他項目との優先順位を考え取り組むエリア	37. 行政改革への取り組み／32. 商業地などのにぎわい／35. 身近な場での働きやすさ／40. 都市ブランドの創出・都市魅力の発信／36. 市民同士の連携や市民と行政の協働／33. 農林業の振興／34. 観光事業／18. スポーツ施設や活動などの環境
D 安定的な維持が期待されるエリア	6. 地域の支えあい／28. 公園や緑地などの環境／10. 健康づくりを進める環境／17. 歴史文化遺産の保存・活用／19. 人権の尊重と平和意識の高揚／15. 各種講座や施設など生涯学習の環境／20. 男女共同参画の推進／16. 文化芸術活動などの環境／21. 国際交流や多文化共生社会の推進

第4節 前期基本計画の検証

実施概要

実施目的	前期基本計画において進めてきた各施策の進捗状況の確認、住みよさ指標の評価、後期基本計画策定に向けた課題や方向性の整理を行う
実施時期	令和2（2020）年2～5月
実施対象	前期基本計画 38 施策
調査項目	【進捗】 ① 現状 ② 5年間の変化（見込みを含む） ③ 課題・方向性 【評価】 ① 住みよさ指標の実績 ② 指標の状況 ③ 総合評価・評価の理由 【施策の展開】 ① 実施状況 ② 新たに実施した取り組み ③ 課題 ④ 主な取り組み ⑤ 方向性 【関連する個別計画】 ① 計画名 ② 計画期間 ③ 変更の有無・内容

▶ 評価結果

■ 住みよさ指標評価区分

区分	
A	既に中間値（R2 年度の目標値）を達成している
B	中間値の達成に向け、概ね順調である
C	数値は上昇しているが、中間値の達成に遅れがある
D	数値は下降しており、中間値の達成に遅れがある
E	数値が大幅に下降している

■ 住みよさ指標評価結果

評価	全体		基本目標1		基本目標2		基本目標3		包括的政策		まちづくりを支える政策	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	44	33.3%	11	39.3%	9	24.3%	19	37.3%	1	25.0%	4	33.3%
B	11	8.3%	3	10.7%	1	2.7%	5	9.8%	0	0.0%	2	16.7%
C	27	20.5%	5	17.9%	10	27.0%	7	13.7%	1	25.0%	4	33.3%
D	42	31.8%	7	25.0%	12	32.4%	19	37.3%	2	50.0%	2	16.7%
E	8	6.1%	2	7.1%	5	13.5%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	132	100.0%	28	100.0%	37	100.0%	51	100.0%	4	100.0%	12	100.0%

※割合については、小数点以下を含むため、内訳の合計が100.0%と一致しない場合があります。

■施策の総合評価区分

区分	
A	「10年後のめざす姿」の実現に向けて、予定以上の効果が現れており、進捗は想定以上である
B	「10年後のめざす姿」の実現に向けて、予定通りの効果が現れており、進捗は順調である
C	「10年後のめざす姿」の実現に向けて、一定の効果が現れており、進捗は概ね順調であるが、一部の取り組みで遅れがある
D	「10年後のめざす姿」の実現に向けて取り組みを進めたが、効果は限られ、進捗に遅れがある
E	「10年後のめざす姿」の実現に向けて取り組みを進めたが、効果が現れていない、または取り組みが進んでいない

■総合評価結果

評価	全体		基本目標1		基本目標2		基本目標3		包括的政策		まちづくりを支える政策	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	2	5.3	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
B	17	44.7	6	60.0%	2	20.0%	7	50.0%	0	0.0%	2	66.6%
C	16	42.1	1	10.0%	7	70.0%	6	42.9%	1	100.0%	1	33.3%
D	3	7.9	1	10.0%	1	10.0%	1	7.1%	0	0.0%	0	0.0%
E	0	0.0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	38	100.0	10	100.0%	10	100.0%	14	100.0%	1	100.0%	3	100.0%

※割合については、小数点以下を含むため、内訳の合計が100.0%と一致しない場合があります。

第5節 河内長野市の主な課題

① 急速な人口減少と少子・高齢化への対応

本市の人口は、平成12(2000)年をピークに減少に転じ、府内自治体と比較しても、人口減少が急速に進んでいます。また、昭和40年代に開発された住宅団地を多く抱える本市では、人口急増期に転入した年代が後期高齢者(75歳以上)となる中、税収の減少や、地域コミュニティの担い手不足などによるまちの活力の低下への対応が喫緊の課題となっています。

人口減少や人口構造の変化に対応した取り組み、人口減少を抑制する取り組みを進めるとともに、安心して子どもを産み育てるための途切れのない支援や女性が働きながら子育てしやすい環境づくり、高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らせる社会づくりなど、子どもから高齢者までライフステージ⁴⁰に応じた支援により、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進める必要があります。

また、「河内長野に住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりのため、子育て支援や教育環境の充実、雇用の創出、都市魅力の創出と発信などに取り組み、さらなる定住・転入を促進していく必要があります。

② ぬくもりのある地域社会の構築

本市では、府内自治体と比較しても高齢化が急速に進んでおり、特に後期高齢者の増加により、介護や支援を必要とする人の増加が予測されます。そのため、健康寿命⁴¹の延伸に向けた健康づくりや介護予防の推進など、高齢者自身の取り組みへの支援と合わせ、地域の支えあいの体制づくりが重要となります。

元気な高齢者が地域における支援において活躍できる仕組みづくりも大切な視点であり、地域包括ケアシステム⁴²の深化や認知症⁴³対策など、さらなる取り組みを推進する必要があります。

また、障がい者に対する支援の充実を図り、可能な限り自立して暮らせるまちづくりを進めるとともに、ひとり親家庭や生活困窮者⁴⁴などの支援を必要とする人が安定した生活を送ることができるよう、相談体制や生活支援の充実を図ることが求められます。

さらに、一人ひとりの人権を尊重しながら、誰もが雇用の場や地域において活躍でき、ぬくもりを感じることができるよう、地域ごとの特性に応じた地域共生社会づくりを進める必要があります。

40 ライフステージ：幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

41 健康寿命：平均寿命(0歳児が平均してあと何年生きられるか)のうち、健康で活動的に暮らせる期間。平均寿命から介護期間を差し引いたもの。

42 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた住まいを基盤に、医療や介護・介護予防、また様々な生活支援サービス等が一体的に提供される地域の体制のこと。

43 認知症：脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態のこと。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

44 生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

③ 安全で安心なまちづくり

市民の生命と財産を守るため、防災や防犯、感染症対策など、日常生活における安全・安心対策の強化が求められています。

本市では、市域の大半を占める山間部、丘陵部において、台風や集中豪雨による土砂災害などへの対応が課題となっており、地域主体による自主防災組織⁴⁵の活動など、災害対策への意識が高まっていますが、被害を最小化させる「減災」に向け、治山・治水対策や自主的な防災活動の促進など、さらなる防災対策の充実に向けた取り組みを推進する必要があります。

また、本市は府内でもトップレベルの犯罪の少ないまちとなっていますが、全国的に子どもや高齢者など社会的弱者を狙った犯罪が目立っており、引き続き、大阪一犯罪の少ないまちをめざし、防犯対策の強化を図っていく必要があります。

さらに、消防・救急体制や医療体制の充実を図るとともに、新型コロナウイルスなどの感染症対策や消費者問題への対応、交通安全対策など、あらゆる分野において安全で安心なまちづくりを進めていく必要があります。

④ 自然環境の保全とより良い環境の創造

本市は、都市近郊でありながら森林に囲まれ、里山や農空間が形成されており、豊かな自然環境やその恩恵である美味しい水や空気は市民にとってかけがえのない財産となっています。一方で、農林業の担い手の高齢化や後継者不足などから耕作放棄地や管理放棄林が増加しています。

また、自然とのふれあいにより、潤いや安らぎを感じられる豊かな市民生活を実現していくため、森林、河川、農地などの自然環境の保全や活用を行うとともに、環境美化の推進や美しい景観づくりなど、質の高い、より良い環境の創造に向けたまちづくりが求められています。

さらに、持続可能な社会を構築していくため、市民・関係団体・事業者などと連携しながら、資源循環や環境負荷の低減に向けた取り組みを推進する必要があります。

⑤ 地域資源の活用と連携による産業の振興

後継者不足などにより、商工業事業所数や農林業従事者が減少している中、本市の資源や魅力を活かした新たな価値の創造をめざして、農林業・商工業の連携を図り、生産から加工・販売までを効果的・効率的に行うための取り組みなどを推進するとともに、市民・関係団体・事業者などとも連携しながら、生産、消費、雇用などの経済活動が市内で循環するように取り組んでいく必要があります。

また、市域を越えた広域的な産業間の連携により、さらなる相乗効果を生むことが期待されています。

今後は、さらに自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、奥河内⁴⁶の玄関口である「地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）」の活用や観光振興による交流人口の増加を図るとともに、既存事業者への支援や起業促進、企業誘致の推進など、市内経済の活性化に向けた取り組みが必要です。

また、こうした取り組みにより、市内における雇用の場を確保するとともに、女性や高齢者、障がい者などの就労支援や、これらの取り組みを進める企業への支援など、誰もが働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

⁴⁵ 自主防災組織：地域で自主的に防災活動に取り組んでいる組織。

⁴⁶ 奥河内：本市を中心とした大阪南東部の自然豊かなエリア。

6 質の高い魅力ある都市づくり

本市では、人口減少や少子・高齢化が進む中で、河内長野駅周辺の中心市街地の活性化や、公共交通の維持・発展などによる利便性の確保、住宅団地等における空き家・空き地への対策が求められており、市民の暮らしやすさの維持・向上を図っていく必要があります。

また、本市の将来的な発展に向けて大阪河内長野線の延伸や堺方面へのアクセス道路など、広域幹線道路網の整備を進めていくとともに、市内交通網の充実を図る必要があります。

さらに、自動運転など先端技術の活用を含め、高齢化に対応した公共交通のあり方の検討が必要です。

一方、住宅団地等の開発に伴い整備された道路や橋梁、上下水道、公園などのインフラ施設、及び公共建築物が老朽化による更新時期を迎えており、計画的な維持管理・更新を行う必要があります。

今後も、本市の強みである自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、美しい都市景観の形成や地域ごとの特性に応じた質の高い魅力ある都市づくりを進めていく必要があります。

7 学びを通じた人づくり

まちの魅力を活かし、まちの活力を維持・向上していくためには、市民力や地域力を高めることが必要であり、「教育立市⁴⁷」の精神のもと、あらゆる世代の学びを進めるとともに、学びの成果をまちづくりに活かすことが求められています。

とりわけ、次世代を担う人材として、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもたちを育むため、学校教育環境の充実を図るとともに、家庭や地域、学校など地域総ぐるみで子育てを担っていく必要があります。

また、高齢者をはじめ誰もが生きがいを持って健康で充実した生活が送れるよう、学びの場・機会の創出、文化活動やスポーツの振興を図っていく必要があります。

さらに、全国有数の文化財や本市の伝統、文化を大切に、文化庁から認定された日本遺産のストーリーに基づき、ふるさとや地域への愛着と誇りを高める取り組みを推進するとともに、これら資源を効果的にまちづくりに活用していく必要があります。

⁴⁷ 教育立市：市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むことをめざす河内長野市の方針。

8 市民主体の地域づくり

地域によって地理的条件や生活状況が異なる本市では、地域ごとの特性を踏まえた対応が求められており、様々な地域課題に対して市民自ら考え実行していくことで、自治意識の向上を図り、地域力を高めていくことが必要となっています。

しかしながら、全国的な傾向と同様、本市においても自治会加入率が低下しており、担い手不足や地域のつながりの希薄化が懸念され、地域コミュニティの活性化が課題となっています。

そのため、今後さらに、自治会への加入促進をはじめ、自治会や地域まちづくり協議会⁴⁸等のコミュニティ活動への支援などを通じて、特に若い世代を含め、誰もが地域社会に参加できる仕組みづくりを行うとともに、まちづくりへの主体的な参画を促進し、コミュニティ組織⁴⁹やNPO⁵⁰、企業などの多様な主体の連携を図りながら、市民一人ひとりが、元気で住み良い、市民主体の地域づくりを進めていく必要があります。

9 協働によるまちづくり

市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに効果的・効率的に対応していくためには、行政に委ねられてきたこれまでの公共に対して、共にまちづくりを推進する担い手として、NPOや事業者など多様な主体が、公共あるいは公共的分野の運営に関わり、行政だけでは生み出すことのできない新たな価値やサービスを創造していくことが求められます。

そのため、それぞれの主体がまちの課題や、まちづくりの方向性を共有し、お互いに信頼関係を築きながら、当事者意識や共感の輪を広げていくことで、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

10 健全で効率的な行政運営と広域連携の推進

本市が将来にわたり発展していくには、人口減少や少子・高齢化への対応をはじめ、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくことが必要です。

また、地方分権⁵¹改革により市町村への事務や権限が積極的に移譲されていく中で、新たな時代に対応し、まちの魅力を向上していくため、行政評価を踏まえた「選択と集中」による成果重視の効果的な行政運営を行うとともに、情報格差の解消や個人情報保護等に対応したICT⁵²やRPAなど先端技術の活用など、利便性の高い新たなサービスの展開を図ることにより、効果的・効率的な行政運営を推進する必要があります。

さらに、市民サービスを安定的・継続的に提供していくためには、財源の確保や公共施設などの計画的な維持管理・更新などに取り組み、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

あわせて、広域的な課題に対応していくため、近隣市町村や関係機関との連携を図りながら、経済、観光、文化、交通、医療など幅広い分野において、広域連携を推進する必要があります。

⁴⁸ 地域まちづくり協議会：地域住民の基盤である地域型組織やテーマ型組織、事業者など多様な担い手参加し、それぞれの特性を活かしながら、地域課題に主体的に対応できる組織。

⁴⁹ コミュニティ組織：自治会や町内会などの地縁団体や、子ども会、老人会など地域で活動している団体。

⁵⁰ NPO：Non-Profit Organizationの略称。民間非営利団体。福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を非営利で行う民間団体。

⁵¹ 地方分権：行政の統治権を中央政府（国）から地方政府（市町村など）に部分的、全面的に移すこと。

⁵² ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。